

鳥取県立美術館開館500日前記念イベント業務委託仕様書

1 委託業務名

鳥取県立美術館開館500日前記念イベント業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

全国最後発で整備を進める鳥取県立美術館（以下「当館」という。）は、現在、令和7年春開館に向け、整備を進めてきているところである。

令和5年度は開館2年前の年でもあり、美術への興味・関心の有無にかかわらず、たくさんの方に県立美術館の存在とともに、我が県に初めて誕生する県立美術館に興味・関心を抱いてもらう取組の仕掛けが急務となっている。

当該事業は、日本国内で集客数が相当数見込める著名人を呼ぶことにより、鳥取県立美術館を「知っている」人を増やす取組みに注力するとともに、「アート」という幅広いジャンル構成される分野において、「絵画」だけではない万人に受け入れやすいジャンルを取り入れ、それに携わる方をパネリストに迎えたシンポジウムを実施することにより、「アート」及び「鳥取県立美術館」への関心をさらに深めていただくことを目的とする。

3 業務期間

業務期間は、契約締結日から令和6年3月15日までとする。

ただし、適正な業務の実施が困難と鳥取県が認めたときは、当該業務期間の途中であっても本業務に係る委託契約を解除することがある。

4 業務の内容

鳥取県立美術館の開館まで約500日前となる日に合わせ、以下事業の実施及び事業全般にかかる企画調整・運営業務を行う。

(1) 事業概要

①開催日

令和5年11月5日（日）

②実施場所

倉吉未来中心大ホール（鳥取県倉吉市駄経寺町212-5）、当館建設地（鳥取県倉吉市駄経寺町2-3-12） 他

③実施項目

- ・シンポジウム業務
- ・500日前カウントダウン業務

(2) シンポジウム業務

①実施場所

倉吉未来中心 大ホール（鳥取県倉吉市駄経寺町212-5）

②開催時間

令和5年11月5日（日）午後 3時間程度

③シンポジウム概要

「アート」は幅広いジャンル構成される分野であり、「アート」及び「当館」への関心をさらに深めていただく内容は必須とするが、美術への興味・関心がない層をメインターゲットとした受け入れやすいテーマ設定をし、それに携わる方をパネリストに迎えた基調講演及びセッションを実施する。

なお、必ず著名人（芸能人含む）をゲストに迎えた構成とし、ゲストにより基調講演の内容を変更することは問題ないものとする。

④テーマ例

- ・ものづくりと創造性
- ・アート「可能性」と「未来」

⑤パネリスト

著名人を含めた4名程度。

著名人例：アート制作、モノづくり（役づくり）、アートに興味を持っている芸能人、アート（モノづくり）コンテンツを取り入れている会社経営者 など。

なお、アート（モノづくり）と繋がり無いゲストにおいても、イベント構成により、事業目的から外れることなく、イベントの盛り上がり繋がるゲストであれば可とする。

その他パネリスト例：ファッションデザイナー、建築家、各種クリエイター など

⑥コーディネーター

シンポジウム全体の司会進行及びセッションのコーディネーター役を準備すること。

⑦集客目標

1, 500名

⑧予約済施設

倉吉未来中心 大ホール、リハーサル室、練習室1、練習室2

⑨費用

シンポジウム業務については、国費を充てることとしているため、全体事業費7,000千円のうち、少なくとも3,000千円はシンポジウム経費に充てること。

また、シンポジウム業務に係る倉吉未来中心に支払う会場使用料及びシンポジウムパネリスト（著名人含む）の報償費、旅費は鳥取県から直接払いするため、企画書経費には含めるが、契約金額には含めないこととする。

(3) 500日前カウントダウン業務

①実施場所

当館建設地（鳥取県倉吉市駄経寺町2-3-12）は必須とし、内容に合わせ近隣施設、敷地での実施も可とする。

②開催時間

企画内容により適切な時間を設定すること。

③カウントダウン業務概要

建設地及び建設中建物を活用した開館500日前を記念するイベント、セレモニーを実施すること。

例：カウントダウンボードの設置、建設中建物内での内覧会、500日前企画展、ワークショップ 等

※建設現場内は建物内を含め、区域により工事進捗が様々であるため、企画段階ではすべて使用利用可能と想定した企画内容とし、受託者決定後、鳥取県との打ち合わせにより詳細を決定する。

④イベントゲスト

4(2)⑤の著名人または別の著名人を手配し、著名人を中心とした企画内容も検討すること。

⑤集客目標

1,000名以上

⑥費用

全体事業費7,000千円のうち、シンポジウム業務に係る経費を除いた額

ただし、4(2)⑤の著名人をカウントダウン業務でも併せて登用させる場合は、その方に係る報償費はカウントダウンイベントに係る経費からシンポジウム業務経費に上乗せ計上することは可とする。

(4) 会場運営業務

① 各会場内には、企画するプログラムに応じて、舞台、音響、照明等必要な設備を設置し運営し、運営に必要な資材や運営スタッフ等についても準備すること。イベント終了後は、設置した設備等を速やかに撤去すること。

② 設備等の設置・撤去について、来場者等の安全の確保及び時間内の完了のため、事故や時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ体制も含め、十分検討し、実施すること。

- ③ イベント開始、終了、搬入出時における来場者の安全な誘導方法について十分検討し、実施すること。
- ④ 会場内及び会場周辺においては、来場者の安全を最優先として、各プログラムの運営に支障がない警備計画を作成し、安心安全な警備を実施すること。警備計画を作成するにあたっては、各会場における適切かつ安全な来場者・交通の誘導方法その他防火・防犯に対応できる必要な警備員の配置計画及び警察、消防、救急等官公庁との連携・協力を前提とした安全対策を策定すること。
- ⑤ 会場内のごみ処理については、ごみ置き場の設置場所や分別・収集方法など、管理者と事前に協議のうえ、対応すること。
- ⑥ イベント開催にあたっては倉吉市内事業者、各種団体と積極的な連携や活用をすること。
- ⑦ イベント開催にかかる官庁等各種許可申請等に必要な申請資料の作成及び届け出等の手続きを行うこと。
- ⑧ イベント開催にかかる関係機関（警察、消防署等含む）との連絡調整を行うこと。
また、イベント開催に必要な駐車場や会議室、控室の確保等、運営・設営に係る詳細についても調整すること。
- ⑨ 必要に応じ、保険等に加入すること。
- ⑩ その他事業全般にかかる企画調整・管理運営に関し、鳥取県の求めに応じて、鳥取県と協議のうえ対応すること。

(5) 広報に関する業務

- ① 集客目標を念頭に置いた効果的に宣伝し、鳥取県内はもとより全国から本事業への集客を図るため、戦略的な広報・プロモーション計画を策定すること。
- ② イベントを広報するための統一コンセプトをはじめ、キービジュアル、活用する広報媒体・手法などについて、企画・実施すること。

5 本業務の実施体制等

(1) 事業統括責任者

本業務を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

(2) 事業スタッフ

本業務を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

(3) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務を実施するにあたり、スケジュール等に十分配慮し、鳥取県等との打合せ・報告等を行うこと。

6 仕様等の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ鳥取県と協議し、鳥取県の承認を得ること。

7 本委託業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (2) 本業務に関連する書類・領収書等は契約締結後5年間保存すること。
- (3) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (4) 業務を鳥取県の承認を受けずに、再委託してはならない。また、次のア～イのいずれかに該当する場合は、鳥取県は再委託の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。
 - ① 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - ② 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (5) 受託者は、(4)の規定により第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、鳥取県に対して責任を負わせなければならない。
- (6) 個人情報の保護

- ① 受注者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
 - ② 受注者は、（４）の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受注者に対して特記事項を遵守させなければならない。
- （７） 受託者は、本業務を実施するに当たり、仕様書に記載されていない事項や課題等が発生した場合には、速やかに鳥取県に連絡すること。
 - （８） 映像、掲示等で特許権、著作権等に関わるもの（出品作品画像等）を採用しようとする場合は、鳥取県と協議を行い、指示を受けるものとする。
 - （９） その他、必要に応じて鳥取県等と協議を行うこと。

8 実績報告

- （１） 受託者は、業務完了後２０日以内又は令和６年３月１５日のいずれか早い日までに、実績報告書を作成し、Ａ４サイズで提出すること。当該実績報告書には、次の内容を含むものとする。

なお、本業務を中止し又は廃止したときは、中止又は廃止した日から３０日以内に実績報告書を鳥取県に提出すること。

 - ・事業概要
 - ・事業実施体制
 - ・事業内容及び成果
 - ・収支報告 等
- （２） 業務完了検査
鳥取県は、（２）の実績報告書を受領したときは、その日から１０日以内又は令和６年３月３１日のいずれかの早い日までに本業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

9 権利の帰属

本業務により新たに制作した制作物（データ、ウェブサイト、イラスト、写真、文章、デザイン物、プログラム等）の著作権（著作権法第２１条から２８条に定める全ての権利を含む。）は鳥取県に譲渡するものとし、鳥取県はこれらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この調達に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この調達に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。